

藤沢地区保護司会補助金交付要綱

制定 2018年4月1日

改正 2021年4月1日

改正 2024年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、保護司法（昭和25年法律第204号）第13条に基づき藤沢地区に組織された、藤沢地区保護司会が実施する、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、青少年の非行防止と健全育成を推進するため、藤沢地区保護司会事業費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助事業、補助対象経費及び補助の額は、藤沢地区保護司会が前条の目的で行う事業費のうち、法務省が主唱している「社会を明るくする運動」をはじめとする更生保護についての周知啓発事業及び更生保護関係団体とのネットワークを形成するための事業に関する経費に充てるものとする。なお、補助金交付額は年額402,000円を上限とする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の事業開始日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 役員及び会員名簿
- (4) 会則又はそれに準じるもの

2 市長は、当該申請者がやむを得ない理由により前項に定める書類を事業開始日までに提出することが困難であると認めるときは、同日までに、補助金事業事前着手届（第3号様式）を提出させたいうで、別に期日を定め、同項の書類を提出させることができる。

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定の際、団体活動を適切に行わせるため、必要な指示または条件をつけることができる。

(事業の計画変更)

第5条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに補助金事業計画変更承認申請書（第5号様式）に必要

書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、補助金事業計画変更承認通知書（第6号様式）により通知する。

（補助金の交付時期）

第6条 補助金の交付時期は、第4条の規定により交付決定した日の翌月末日までとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、交付決定後速やかに、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

（事業報告書の提出）

第7条 補助金の交付を受けたものは、事業終了後2カ月以内に補助金交付事業報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書（第8号様式）

（備付帳簿）

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、この要綱の規定により補助を受けたものが、次の各号の一つに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 第4条第2項に規定する指示または条件に違反したとき。
- (3) 事業の中止または変更をしたとき。
- (4) 第7条の規定による報告をしなかったとき。
- (5) 不正な方法により補助金交付を受けたとき。

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、2018年4月1日から施行する。

（検討）

2 市長は、2027年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

(第1号様式)

補助金交付申請書

年 月 日

藤 沢 市 長

所 在 地 藤沢市朝日町1番地の1

名 称 藤沢地区保護司会

代表者氏名

次のとおり申請します。

1 事業名	藤沢地区保護司会（更生保護活動）
2 施行場所	藤沢市役所分庁舎他
3 事業費	
4 補助金申請額	円
5 計画概要	
6 着手予定年月日	年 月 日
7 完了予定年月日	年 3月 31日
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 役員及び会員名簿 <input type="checkbox"/> 会則又はそれに準じるもの

(第2号様式)

収支予算書

(収入の部)

(円)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

(支出の部)

(円)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

(第3号様式)

補助金事業事前着手届

年 月 日	
藤沢市長	
所在地 藤沢市朝日町1番地の1 名称 藤沢地区保護司会 代表者氏名 印	
次のとおり届けます。	
1 事業名	藤沢地区保護司会（更生保護活動）
2 施行場所	藤沢市役所分庁舎他
3 着手年月日	年 月 日
4 届出理由等	
5 添付資料	
(事務処理欄)	

(第5号様式)

事業計画変更承認申請書

年 (年) 月 日

藤 沢 市 長

所 在 地 藤沢市朝日町1番地の1

名 称 藤沢地区保護司会

代表者氏名 印

次のとおり申請します。

1 事業名	藤沢地区保護司会（更生保護活動）
2 施行場所	藤沢市役所分庁舎他
3 変更前事業費	円
4 変更後事業費	円
5 変更期日	年 月 日
6 変更完了年月日	年 3 月 3 1 日
7 変更理由	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書（第2号様式） <input type="checkbox"/> その他
(事務処理欄)	

(第6号様式)

補助金事業計画変更承認通知書

年 (年) 月 日

藤沢地区保護司会
会長 様

藤沢市長

次のとおり承認する。

1 事業名	藤沢地区保護司会 (更生保護活動)
2 変更前補助金額	円
3 変更後補助金額	円
4 条件	(1) 藤沢地区保護司会はこの事業施行に関して必要な書類を整備するとともに、この補助金を目的以外に使用しないこと。 (2) この事業施行について、市は随時、帳簿、書類等の提出を求め、必要な検査又は指示をすることができる。
5 指示	(1) 藤沢地区保護司会は、年度終了後2カ月以内に事業完了届兼事業実績報告書に、当該事業の成果を記載した書類及び収支決算書を添えて、市長に提出すること。 (2) その他 ()

(第7号様式)

補助金交付事業報告書

年 月 日

藤 沢 市 長

所 在 地 藤沢市朝日町1番地の1

名 称 藤沢地区保護司会

代表者氏名

印

次のとおり報告します。

1 事業名	藤沢地区保護司会（更生保護活動）
2 施行場所	藤沢市役所分庁舎他
3 事業費	円
4 補助金額	円
5 着手年月日	年 月 日
6 完了年月日	年 3 月 31 日
7 経過と内容	
8 添付書類	

(第8号様式)

収支決算書

(収入の部)

(円)

区 分	予算額	決算額	増減(△)	摘 要
合 計				

(支出の部)

(円)

区 分	予算額	決算額	増減(△)	摘 要
合 計				